

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】「第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2025年10月7日、「第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」を開催しました。

■厚生労働省 HP 第1回企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_64227.html

当懇談会の開催については、以下のとおり、開催要綱が示されております。

【厚生労働省 HP 参考資料2より（抜粋）】

《趣旨》

令和7年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が成立した。当該改正における私的年金制度の見直しの中で、企業年金の加入者のための運用等の見える化（情報開示）として、厚生労働省が各企業年金から提出を受ける業務報告書等の内容を基に情報を集約し、公表することとされた。また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025等において、企業型DCの適切な商品選択の推進のための取組、DBのインフレ抵抗力が確保されるための事例の整理等について、盛り込まれたところであり、今後、これらの施策の具体化を進める必要がある。こうした背景のもと、企業年金の加入者のための運用等の見える化の実現に向け、その具体化に向けた検討を行うとともに、企業年金の運用に関連した企業型DC・DBそれぞれの取組を進めることに資するよう、年金局長の招集により、関連分野の有識者からなる懇談会を開催する。

《議事》

以下の点について、有識者との意見交換を行う。

- (1) 企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化に向けての検討（DB の統計情報の充実を含む）
- (2) 企業型 DC の適切な商品選択のための取組・推進
- (3) DB におけるインフレ抵抗力の確保の観点からの取組事例の整理 等

■第1回（10月7日開催）の議事の内容について

- (1) 企業年金の加入者のための運用等の見える化
（厚生労働省 HP 掲載 資料1をもとに記載）

《検討方針》資料1、2ページより

・具体化の方法

- －開示項目は、DB 制度については、毎年提出される事業報告書・決算に関する報告書の報告項目に、DC 制度については、毎年 RK を通じて提出される事業主の業務報告書の報告項目に基づくものとし、分かりやすさの観点等も考慮して設定。
- －開示の方法としては、最新の事業年度の報告内容が確認できるよう集約し、インターネットサイト上に公表する。
- －その際、加入者等の理解を促進する観点から、分かりやすさにも配慮して、検索性を持たせつつ、各企業年金の概要、詳細な項目等の内容のほか、他の企業年金との比較が可能となるよう留意する。

《DB 制度の開示内容（案）》資料1、3ページより

・開示項目（案）

- －大項目として、「基本情報」「制度設計」「給付実績」「財政状況」「資産運用状況」

・開示対象 DB（案）

- －基金名、事業所名、制度の基本情報等は、規模によらず全 DB 開示対象とする（検索結果として表示される）。
- －制度設計や給付実績、財政状況、資産運用状況といった概況やその詳細については、「加入者数 100 名以上又は資産額 10 億円以上」の DB とし、要件に満たない DB の財政情報、運用情報、給付実績等の数値に関する情報は、一律非開示情報とする。
- －加えて、規模要件以上であっても項目別に見たときに個人情報保護等の観点から非開示とすべき場合があると考えられるため、項目別に開示する基準を定め、当該項目について数値等を非開示とする。（対象者が 10 人未満の場合に非開示とする）。
- －規模要件や開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。

《DC 制度の開示内容（案）》資料 1、4 ページより

- ・開示項目（案）
 - －大項目として、「制度情報」「運用の方法・運用の指図にかかる情報」「指定運用方法の状況」「加入者資格喪失者（離転職者）の情報」「その他」
- ・開示対象 DC（案）
 - －事業所名・規約名は、規模によらず全件開示対象とする。
 - －個人情報保護等の観点から、非開示とすべき項目を定め、数値等を非開示とする。（対象者が 10 人未満の場合に非開示とする。開示基準の判定は、事業年度ごとの報告内容に基づき行う。）

《企業年金の運用等の見える化に関するスケジュール》資料 1、7 ページより

- ・スケジュール（予定）：新システム（企業年金総合情報管理システム）関係
 - 令和 7 年度内：新システム設計・開発のための要件整理、調達手続き等
 - 令和 8 年度～：新システム設計・開発、テスト等の実施
（令和 8 年～：企業側や受託機関、運営管理機関等でのシステム対応等の準備期間）
 - 令和 9 年度中：新システムの稼働（オンライン提出を開始）（新規報告事項を加えた様式による）

(2) 適切な商品選択に向けた取組（厚生労働省 HP 登載、資料 2 をもとに記載）

《企業型 DC における適切な商品選択に向けた取組の推進に向けて》

- ・事業主の取組を推進するため
 - －厚労省 HP において、継続投資教育のページの充実を図る等、情報発信の拡充
 - －事業主が取り組むべき事項を整理したガイドブックを作成し、厚労省 HP、運営管理機関等を通じて周知
- ・また、運営管理機関に対しても、事業主と連携した加入者等の最善の利益を勘案した商品選定、適時適切な商品入替、効果的な投資教育の実施等を促すといったことを通じて、適切な商品選択に向けた取組を推進。
- ・企業年金の運用等の見える化を通じて他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。

(3) DBにおけるインフレ抵抗力の確保

(厚生労働省 HP 登載、資料 3 をもとに記載)

《DBにおけるインフレ抵抗力の確保にかかる対応として考えられる例》

- ・DB 制度の枠組みにおいてインフレ抵抗力の確保にかかる対応としては、次のようなものが想定される。
 - －DB 制度は、労使間の合意に基づいて給付の水準を決定する仕組みであることから、インフレ等の経済動向を踏まえて、労使間の合意の下で、経済情勢に応じた給付水準を決定（改定）すること。
 - －DB 制度の給付設計として、標準報酬等の実際に支払った賃金を基礎とする平均給与比例、最終給与比例方式等を採用すること。
 - －CB（キャッシュバランス）プランで、物価指数や国債金利等の経済指標を用いて再評価を行う仕組みを採用すること。
 - －リスク分担型企业年金や運用実績を用いて再評価を行う CB プランを採用すること。

今後、上記の例に限らず、受託機関等とも連携・協力して、DB における事例の収集整理を行う。

(4) 各構成員の意見（一部抜粋）

【資料 1：加入者のための運用等の見える化について】

(企業年金連合会からの意見は、厚生労働省 HP 登載の「鮫島構成員提出資料」参照)

《DB・DC 両方について》

- ・項目は慎重に議論する必要があるが、見せ方も非常に重要。
- ・加入者のための見える化となっているので、企業側の報酬戦略も大事ではあるが、加入者にとって何がメリットになるのか、という視点を忘れてはならない。他方で、長期的に将来の加入者も含めて、制度の持続可能性のようなものも考えなくてはならないので、「こんなことまで開示しなくてはいけないのであれば、新しく制度をやりたくない」等とマイナスに繋がるようなことのないように。とはいえ開示するものはする、とバランスをとらなくてはいけない。

《DB について》

- ・DB の開示項目に挙がっている、掛金相当額や給付総額等については、企業ごとの DB の水準と差が推測されるため、開示すべきではない。仮に開示されたとしても、処遇全体の中で、DB のみの水準の他社比較が適切・有効ではないと考える企業が多いの

ではないか。

- ・開示項目の「専門性の確保」について、事業主ごとに判断するよりも、国が特定の専門性の高い資格を示したほうが加入者は安心できる。
- ・掛金や給付額は企業年金の多様な設計のもと多様な数値になる。一般の加入者等が違いを理解することは困難と思われる。また、単純な数値比較は誤解を招くので不適切と思われる。
- ・開示する場合、個別の事情に応じて、補足説明を入力できるようなコメント欄を設けてはどうか。

《DCについて》

- ・DC の見える化の目的に照らして、行動変容を促すために必要な項目を開示すべき。その観点で追加してほしい項目としては、投資教育の実施状況、運営管理機関の評価の実施状況、加入者 Web サイトへのアクセスの年間件数、スイッチング・配分変更の年間件数、運用商品の信託報酬・運用利回り・ベンチマーク。

【資料2：適切な商品選択に向けた取組について】

- ・経営者にとって DC 継続教育のプライオリティが低いのではないかと。役所からの適切な圧は意味があると思われる。今回ガイドブック（参考資料1）を作っていたので、良い具合のご指導をいただくと良いかと思う。
- ・継続教育の実施率が8割を超えており、努力義務としては高い水準。義務化しても良いのでは。

【資料3：DBにおけるインフレ抵抗力の確保について】

- ・基本的には労使で協議をすべきことと思われるが、年金局から企業年金側へ通達や監査等で対応を求めていくのか。
⇒（事務局より回答）一律に強制的に改善を求めていくことは考えていない。足元の経済状況を踏まえて、労使間で話し合うための参考としていただけるような形で事例を整理・周知をしていくという形で対応したい。

最後に、事務局から以下のコメントがありました。

- ・今回いただいた意見を踏まえて、項目については厚労省でさらに検討・整理を進める。
- ・開示項目の詳細については、来年度からシステム開発に着手できるように、本年度中を目途に固めていきたい。
- ・次の開催については追って連絡。（年明け頃となる想定）

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル
団体年金部

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202510-170-0295-D